

平成27年度(2015年度)豊中市特定教育・保育等保護者負担額表

新制度移行**幼稚園**、市立・私立**認定こども園**に通う**1号認定**を受けられるお子さまの保護者負担額(保育料)月額は下表のとおりです。国の定める保育料から平均で75%に軽減しています。

平成27年度に1号認定として在園するお子さんの保育料が平成26年度より高くなる場合は1年間の経過措置として平成26年度の保育料を適用いたします。

【1号認定(教育標準時間認定)】

(単位:円)

児童の属する世帯の階層区分		【参考】 年収めやす	月額(案)
階層区分	定義		
第1階層	生活保護法による被保護世帯	—	0
第2階層	市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	270万円以下	2,700 (1,400)
第3階層	第1・2階層を除き、前年分の市民税所得割額の区分が右欄の区分に該当する世帯	77,100円以下	270万円を超え 360万円以下 8,200 (4,100)
第4階層		77,101円以上211,200円以下	360万円を超え 680万円以下 14,800 (7,400)
第5階層		211,201円以上350,600円以下	680万円を超え 1000万円以下 18,100 (9,100)
第6階層		350,601円以上	1000万円超 18,900 (9,500)

【注意】

- ・3歳から5歳児まで、同額となります。
- ・通園される園の平成26年度(2014年度)の保育料月額が上記金額より低いと市長が判断した場合は、平成27年度(2015年度)に限り、平成26年度(2014年度)の当該園の保育料月額を適用する経過措置があります。
- ・上記所得階層区分は、4月分から8月分までは、26年度の市民税によることとなります。9月分から翌年3月分までは27年度の市民税による区分となります。
- ・同一世帯に小学校3年生までの児童がいる場合は、年齢の高い児童の順に2人目は、半額<上記保護者負担額表()内の額>、3人目以降は、無料となります。
- ・保育料は、1年間にかかる費用を12月等分としているため、夏休みなどの長期休業中も納付が必要です。
- ・上記金額には、給食費、預かり保育(延長保育)などの費用を含んでいません。
- ・保育料の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、電子証明書等特別控除、市町村等に対する寄付金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除等の適用はありません。
- ・「ひとり親世帯等」「在宅障害児(者)のいる世帯」等について第2階層は無料となり、第3階層は1,000円減額されます。なお、祖父母と同居で保護者の収入が一定の水準を超えない場合、祖父母の市民税額等により決定する場合があります。
- ・税の還付、修正申告等により年の途中に税額更正があった場合や保護者の結婚・離婚など家庭状況に異動があった場合は、保育料が変更になることがありますので速やかに届け出てください。